

第5章

歴史文化遺産の保存と活用



第1節 保存・活用の将来像

本計画では、上位計画である第3次総合計画に掲げる「人、自然、歴史が織りなす 水ひかる朝倉」の実現のため、市民憲章にある「水と緑を守り、文化と歴史に学びながら、魅力ある新しいまちをつくります。」の考えのもと、次の基本理念と基本方針を掲げ、歴史文化遺産の保存・活用を市民・行政・教育機関や関係団体が一体となって進めます。

1. 基本理念

恵まれた自然と悠久の歴史に抱かれた「朝倉の風景」を未来につなぐ

※「朝倉の風景」・・・重層的な歴史と文化を示す遺産が、人々の生活と自然の中に調和した風景

本市の歴史文化遺産の保存活用の基本目標を、『恵まれた自然と悠久の歴史に抱かれた「朝倉の風景」を未来につなぐ』とします。「朝倉の風景」は、重層的な歴史と文化を示す遺産が、人々の生活と自然の中に調和した風景で、市民の生活の中に常に存在しながらも、私たちが忘れがちな「朝倉らしさ」の根源を形成するものです。

このような「朝倉らしさ」の根源をなす朝倉の風景は、本市の歴史文化遺産そのものであり、「朝倉」としての誇りと魅力であるといえます。この朝倉の風景を大切に、市内外にPRすることは、朝倉市民の郷土愛の醸成と外部からの交流人口増加などの好循環を生み出し、市の発展につながるものです。

この朝倉の風景を未来につないでいくことは、地域全体で取り組まなければ達成できないことであり、市民・行政・教育機関や関係団体が協力し、それぞれの役割を果たしながら「魅力の発見」や「継承・活性化」、「教育・普及」に取り組む体制づくりが必要です。

2. 基本方針

① 魅力の発見

朝倉市の歴史文化遺産の魅力の発見を進めます。

② 継承・活性化

みんなで朝倉市の歴史文化遺産を将来まで継承し、まちの活性化の一助とします。

③ 教育・普及

朝倉市の歴史文化遺産に誇りと愛着を持てるよう、教育・普及を進めます。

第2節 保存・活用の現状と課題

1 魅力の発見(調査)の現状と課題

本市には多くの歴史文化遺産があり、これまでに埋蔵文化財の調査や祭事の調査、ダム建設に伴う民俗調査や市史編さんに伴う古文書調査など、様々な調査が実施されてきました。しかし、分野ごとに現状と課題をみると、調査の進捗状況などに差があります。歴史文化遺産の調査は、そのものの評価につながるもので、魅力の発見作業ともいえます。しっかりした調査がなければ、保存や活用の方針を立てることも難しくなります。調査に係る現状と課題は、具体的には以下のとおりです。

- ・伝建地区以外での建造物の調査や土木構造物の実態把握が十分でないため、適切な保存・活用の措置を検討することができていません。
- ・美術工芸品等の有形文化財の把握調査が実施できていないため、価値付けが不十分で、適切な保存・活用を検討することができていません。
- ・有形の民俗文化財の把握調査を実施中です。そのため価値付けがまだ不十分で、適切な保存・活用の措置を検討することができていません。
- ・無形の民俗文化財の現在の実態を十分に把握できていないため、消滅又は消滅のおそれについて把握し、対応を検討することができていません。
- ・地域に密着した独自の生活文化が知られていますが、ダム建設に伴う山の生活文化以外では体系的な把握がされていません。無形の民俗文化財として把握されない地域に根差した伝統的な生活文化に対する認識が不十分で、適切な保存・活用の措置を検討することができていません。
- ・今後整備や活用をするべき重要な遺跡について確認調査を実施しています。重要遺跡の確認調査は途上であり、適切な保存・活用を図るためには、一層の調査研究が必要です。
- ・文化財として価値ある動植物や地質鉱物の実態を把握できていないため、動植物・地質鉱物における文化財としての学際的な価値付けが不十分で、適切な保存・活用の措置を検討することができていません。



図5-1 発掘調査の様子



図5-2 石造物調査隊による調査



- ・土木工事等に際して、現状保存できない埋蔵文化財について発掘調査による記録保存を行っています。また試掘・踏査等による埋蔵文化財包蔵地の検証も実施しています。今後も埋蔵文化財包蔵地内における土木工事等の事業が行われると予測され、継続的な調査が必要です。
- ・石造物調査隊員と協働で調査を実施し、秋月古文書講読会と協働で古文書の活字化を行っており、企画展や叢書そうしょの刊行ができています。ただし、成果の整理や公開などが十分でないため、さらなる整理・公開・活用が必要です。
- ・過去に埋蔵文化財・民俗・古文書調査等の分野で行った調査成果について、適宜報告書を刊行しています。ただし、調査報告が完了したものについて、最新研究に基づいた考察ができていないため、新たな考察の余地があります。

2 継承・活性化の現状と課題

(1) 保存・継承の現状と課題

歴史文化遺産の保存・継承は文化財保護の根幹となる部分の一つです。貴重な歴史文化遺産を未来に伝えていくため、法に基づく文化財指定を行い、歴史文化遺産の所有者や管理者とともに維持・管理を進めています。日常的な管理のほか、経年劣化による修理や被災した場合の復旧なども実施しています。保存・継承をするためには、歴史文化遺産の現状を把握し、課題がある場合は、適切な対応をとることが大切です。この保存・継承についての現状と課題は以下のとおりです。



図5-3 女男石護岸施設の災害復旧事業

- ・定期的に専門委員会を開催し、助言を仰ぎつつ、指定文化財案件があるときは委員会に諮はかっています。過去5年の間に2件の文化財指定が行われ、現在93件の歴史文化遺産を国・県・市指定文化財としています。ただし、把握されている文化財に対する価値付けが不十分で、指定等の保存の措置を講ずることができていないものもあります。
- ・現在、指定文化財については、有形文化財（建造物）や記念物（遺跡、名勝地、植物）を中心に、自然災害直後に被害の有無や状況把握のための巡視を行っています。ただし、個人や団体が所有する有形の歴史文化遺産の日常的な管理は所有者が行うため、行政による定期的な保存状況の確認ができていない状況です。

- ・指定等文化財において、経年劣化や災害・盗難等の様々なリスク対策を考慮したうえで、所有者・管理者に対し、保存修理や整備等事業への補助や支援を行っています。ただし、管理者の申し出によるところが大きく、計画的な修理・整備事業が不十分です。



図5-5 建物修理・修景の前（左）と後（右）

- ・現在、法による指定・登録制度のもと、重要な歴史文化遺産について保存を進めています。ただし、指定等を受けていない歴史文化遺産の保存・活用に資する仕組みは十分ではなく、制度を補完する措置の必要性を検討する必要があります。
- ・本市の文化財担当者は、開発による埋蔵文化財の緊急調査等の即時対応の必要性を考慮し、考古学を専門とする職員が配置されています。市域にある多様な歴史文化遺産に対応するため、建築学、歴史学、美術史学、民俗学などの分野についても職員の専門性を高める必要があります。

（2）防災・防犯の現状と課題

近年、本市では大雨による災害の多発などにより、市民の防災意識は高まっています。しかし、それが歴史文化遺産に対する防災意識の高まりとしてまでは至っていません。

一方で、地震による歴史文化遺産の被害が相次いだこと、^{しゅりじょう}首里城やノートルダム大聖堂が火災に遭ったことなどから、全国的に文化財の防災・防犯にも目が向けられつつあります。本市における防災・防犯の現状と課題は以下のとおりです。



図5-5 文化財防火訓練

- ・毎年文化財防火デーにあわせ、市内4地区で歴史文化遺産の所有者や地元消防団、消防本部が、文化財防火訓練を行っています。ただし、歴史文化遺産が災害により失われるリスクについて、十分に周知できておらず、歴史文化遺産に対する防災意識が十分ではありません。
- ・市域には多くの歴史文化遺産が所在しますが、その管理は主に所有者である個人等に任されています。また、発災時等における連絡体制等が十分に構築できていないことから、歴史文化遺

産の所有者・管理者が有事の際、対応に困る可能性があります。

- ・市域には歴史的に重要な木造建造物や美術工芸品などがあります。しかし、それらの中には火災や盗難などに対する備えが十分でないものも存在します。
- ・近年多発する大雨や洪水、土砂災害等に対し、本市ではハザードマップ等を作成し、周知しています。市域の歴史文化遺産を守るために災害予測や適切な対策を講じることが求められ、過去の災害履歴やハザードマップ等をもとに、想定されるリスクを整理していく必要があります。

(3) 活性化の現状と課題

本市では、各種文化財の保存を図るとともに、各文化財に応じた活用事業を行っています。法は、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資する」ことを目的としています。文化財を確実に保存し、将来に伝えるだけではなく、文化財の多様な価値が広く認知されることで、地域の歴史・文化の正しい理解が促進され、将来の文化の向上の発展の一助になると考えられます。

本市における文化財の活用事業については、そのほとんどを教育委員会部局で行っていますが、観光部局が行う一部事業についても、文化財の活用の側面があるといえます。活性化についての現状と課題は以下のとおりです。



図5-6 古都秋月
雛めぐり

- ・現在本市では甘木歴史資料館や朝倉市秋月博物館、平塚川添遺跡公園などを文化財の公開や活用の拠点としています。各施設が持つ性格や活用における位置付けを明確化し、さらなる活用・活性化について検討が必要といえます。
- ・各施設が持つ性格に応じて、博物館資料としての歴史文化遺産が分散収蔵されていますが、将来の増加分を考えると、保存環境を改善する必要があります。
- ・歴史文化遺産に係る課題を地域コミュニティと行政が共有できていない部分があります。そのため、歴史文化遺産の活用が地域活性化に結びついていません。
- ・秋月の伝建地区内に空き家が存在しています。地区内の建築物等の所有者・管理者等の不在により、景観の維持向上や地域活性化に支障をきたしています。
- ・市が管理する歴史文化遺産のうち、建造物として旧田代家住宅、秋月城跡（長屋門・黒門）等があります。これまで先人たちの努力によって守られてきた歴史的建造物の活用法としては、日常的な一般公開にとどまっています。

- ・市が管理する装飾古墳については、年1回の限定公開を行っています。また貴重な有形文化財を所有する社寺が市内に所在しており、連携した公開などの普及啓発活動を企画展の開催などにあわせて実施してきました。しかし、希少性の高い文化財は、個別の限定公開もしくは非公開にとどまっていて、観光客や市民に対して公開・普及啓発の機会が少なく、その存在があまり知られていません。
- ・秋月の伝建地区や山田堰、堀川用水と朝倉揚水車等の歴史文化遺産については、観光地としても著名です。しかし、さらなる観光面での活用が見込めるにも関わらず、文化財部局と観光関係者との連携が不十分で、観光地における歴史文化遺産の活用が日常的な公開にとどまっています。
- ・観光地として著名な歴史文化遺産以外に、市が管理する堤当正寺古墳、小田茶臼塚古墳、宮地獄古墳、湯の隈古墳、狐塚古墳等があります。公開可能な歴史文化遺産において、見学者や観光客を誘導し、かつその価値をその場で理解してもらうためのサインや説明板が不十分です。



図5-7 指定文化財の説明板

3 教育・普及の現状と課題

教育・普及の活動は、甘木歴史資料館及び朝倉市秋月博物館、平塚川添遺跡公園を擁していることから、主にこれらの施設で行っています。

甘木歴史資料館（昭和60年開館）は、福岡県立施設である九州歴史資料館の分館で、朝倉市が指定管理者として運営しています。本市及び朝倉郡の考古資料、民俗資料を収集・保管・展示するとともに、常設展示は、本市域の歴史・文化・産業などについて、企画展示は、最新の調査・研究成果を踏まえ、本市域の特色ある歴史・文化をトピック的に紹介しています。

朝倉市秋月博物館（平成29年開館）は、秋月藩の藩校稽古館の跡地にあり、秋月藩の藩主、黒田家に関わる歴史資料と、寄贈を受けた土岐コレクションなどの美術品を中心に常設展示を行っています。秋月にゆかりの深い人物や歴史を主題とし、最新の調査・研究成果を紹介する特別展示も毎年実施しています。

平塚川添遺跡公園（平成13年開園）は、国指定史跡平塚川添遺跡を整備した公園で、文化財啓発事業を中心に事



図5-9 甘木歴史資料館の展示の様子



図5-9 朝倉市秋月博物館



業を行っています。学校教育との「連携事業」や、「季節体験事業」、「体験学習事業」を実施し、特に、連携事業の「あさくら子どもの日」は、学校と連携し、市内の全小学4年生が平塚川添遺跡公園に集まり、古代体験をする事業です。

その他、秋月の伝建地区を巡ったり、城下を流れる野鳥川の治水と利水の工夫や、川の生態系について学んだりする事業を実施しています。教育・普及に係る現状と課題は以下のとおりです。

- ・博物館・資料館・遺跡公園では、常設展や企画展、歴史講座や夏休み体験教室、トンボ玉講座や古文書講座、古代体験や自然観察会などを実施しています。リピーターが多く、好評といえますが、より幅広く様々な世代に参加してもらえる方策が必要です。
- ・市内の全小学4年生が遺跡公園に集う「あさくら子どもの日」、「出前講座」「むかしの暮らし体験」、「古代体験」を実施しています。また高校生によるパネル展や研究発表会の開催を通じて、地域の埋もれた歴史の掘り起こしを支援しています。ただし、学校教育の中で、次世代の担い手である子どもたちへの郷土教育を強化する必要があります。



図5-10 あさくら子どもの日
(いかだ体験)



図5-11 あさくら子どもの日
(火おこし体験)



図5-12 季節体験事業
(さぎっちょ)

- ・石造物や古文書等の分野では市民もしくは市民団体との協働による調査が進み、市民の能動的な学び（アクティブ・ラーニング）につながっています。ただし、歴史文化遺産の中でも特定の分野での協働調査にとどまっており、能動的な学びの機会がまだ限定的ともいえます。
- ・本市は多様な歴史文化遺産に恵まれています。その価値付けが十分でなく、市民は「朝倉らしさ」を漠然と感じている傾向があります。市民の身近にあるのが当たり前すぎて、その価値に改めて注目する機会が少ないかも知れません。歴史文化遺産の魅力を再確認することや歴史文化遺産を知る機会を増やし、市民としての誇りや愛着を持つことができる機会をつくる必要があります。
- ・歴史文化遺産の管理は、所有者が担うことが一義的ですが、市内には歴史文化遺産の保存や活用に関わる民間団体が多数あります。両者が十分に協力しあうことによって、所有者の負担が軽減されるとともに、地域における歴史文化遺産への関心がさらに高まることが期待されます。両者を繋ぐ仕組みづくりが必要です。

- ・山間部での少子高齢化が進んでおり、特に高木神社の宮座や杷木の泥打ち等で子どもの担い手が激減し、祭り・行事が変化しています。子どもの参加が必要な伝統的な祭り・行事に子どもたちの参加が困難になりつつあり、旧来行事の維持ができなくなり始めています。また、筑後川鵜飼は、豪雨災害によって一時休止を余儀なくされました。鵜匠や船頭の後継者不足が、豪雨災害による一時休止により顕在化しており、継続に危機が迫っています。
- ・秋月の伝建地区や朝倉地区では、市民によるボランティアガイドが活躍しています。ガイドが活躍しています。しかし、その活動範囲や人数には限りもあり、市内全域を視野に入れて歴史文化遺産を守り語り継ぐ人材の育成が必要となっています。
- ・現段階では、調査や啓発活動など、市民が歴史文化遺産の保存・活用に参画する場が少なくなっています。市民の主体性を創出し、地域の活性化につなげるためにも、これらの充実が必要となっています。
- ・寺社や個人所有など、一部の歴史文化遺産については、活用の機会に制限が生じる場合があります。所有者の権利や個別の事情を尊重しつつ、地域社会が歴史文化遺産に親しみ活用していく工夫を検討していく必要があります。



図5-13 伝建地区における啓発事業①（街歩き）



図5-14 伝建地区における啓発事業②（たんけん！野鳥川）

第3節 保存・活用の方針

1 魅力の発見(調査)の方針

市内には多様な歴史文化遺産が存在しています。それらの価値を明らかにするため、未調査分野などの重点的調査を優先的に実施し、魅力の発見につなげます。また、古くから市内歴史文化遺産の調査が進められてきたため、多くの調査報告書があります。しかし、その価値を十分に認識し、周知できておらず、現代の調査研究水準からみると追加調査が必要な場合もあるため、既往調査成果の再整理と追加調査を推進します。

①未調査分野等の重点的調査

- ・市内全域を対象とした歴史的な建築物及び土木構造物における学際的な調査を推進します。
- ・把握が不十分な美術工芸品等の有形文化財について、把握のための調査を推進します。
- ・有形の民俗文化財の適切な価値付けに資する調査を推進します。
- ・無形の民俗文化財の実態を把握するための調査を行います。
- ・民俗文化財の枠組みにとらわれない地域の生活文化に関わる調査を実施します。
- ・今後整備・活用が期待される重要遺跡の確認調査を推進します。
- ・文化財的視点による動植物・地質鉱物における学際的な調査を推進します。
- ・土木工事等に伴う適切な取扱いを行うための埋蔵文化財包蔵地の調査を推進します。

②既往調査成果の再整理と追加調査の推進

- ・既往調査成果を整理・活用して、データベースを構築します。
- ・歴史文化遺産の調査成果の再検討を進めます。

2 継承・活性化の方針

(1) 保存・継承の方針

歴史文化遺産の保存・継承に際し、調査に基づいた指定等による保存の推進と、歴史文化遺産のおかれた環境の現状を的確に判断し、未来へとつないでいけるような措置を検討します。また、修理や整備について計画的に実施するとともに、保存・継承に向けて何がベストな取組みなのかを判断していきます。また、行政の歴史文化遺産の保護体制についても、より理想的な体制へ強化します。

①調査成果に基づく指定等による保存の推進

既に把握された文化財について、詳細調査を進めるとともに、その価値付けについて議論を深め、必要な保存の措置を検討します。



②歴史文化遺産の現状の的確な把握

定期的に歴史文化遺産の現状を的確に把握します。

③修理・整備の計画的な実施

- ・歴史文化遺産の的確な把握を行い、修理・整備の順序や手法を検討し、計画的に実施します。
- ・指定等文化財の修理事業に対する補助事業を継続的に推進します。

④市登録制度の整備の必要性について検討する

歴史文化遺産の保存・活用に際して、文化財指定制度を補完する市独自の取組みについて、必要性やその手法等の検討を行います。

⑤文化財保護行政推進体制の強化

文化財保護行政の体制を強化するため、文化財部局の職員の専門性を高める研鑽を推進します。

(2) 防災・防犯の方針

文化財防災訓練を実施するとともに、過去の災害記録をもとにした防災と情報共有を、歴史文化遺産の所有者や地域コミュニティ、消防本部と行い、防災意識の啓発や発災時の連絡・連携体制の構築、防災設備の拡充を推進します。あわせて、予測する災害や犯罪に対し、対応策を検討します。

①文化財防災訓練の実施、防災意識の啓発

文化財防火デーにあわせて文化財防火訓練を継続実施し、消防本部や地元消防団、所有者・管理者と連携しつつ、防災意識を高めます。

②発災時の連絡・連携体制の構築

発災時の連絡体制を構築するとともに、平成29(2017)年九州北部豪雨災害を教訓とした文化財レスキューの初動体制を参考に、福岡県や周辺自治体、所有者との連携を図ります。

③防災・防犯設備の充実

防災・防犯について設備や体制を点検し、必要に応じて見直しを行います。また、防災施設の設置・拡充に対する助言や指導を行い、設備の充実を図るとともに、盗難等の被害の防止や解決のため、防犯設備の設置に対する助言や指導を行います。

④過去の災害記録をもとにした防災と情報共有

古文書等による災害記録の収集を行い、防災に活用します。また、ハザードマップ等と歴史文化遺産の所在との照合作業を行い、関係者と情報共有し、対策を検討します。



(3) 活性化の方針

歴史文化遺産は、保存していくだけでは人々の記憶に埋もれてしまいます。「朝倉らしさ」の根底をなす歴史文化遺産を活用することで、市内外からの注目を集め、郷土の誇りへつながるような取り組みを行います。

①歴史文化遺産の保存・活用の核となる施設の活用

既存施設の設立目的や性格、所蔵している資料の特徴に留意して有効的な保存・活用を進めます。

②歴史文化遺産の保存・活用の核となる施設の連携

歴史文化遺産の保存・活用の核となる朝倉市秋月博物館や甘木歴史資料館、平塚川添遺跡公園などのそれぞれに特色を持った既存施設の連携を深め、市域全体のエコミュージアム化を図ります。

③文化財収蔵環境の改善

既存の文化財収蔵庫に収めている資料の保存環境を改善します。

④まちづくりの推進

地域コミュニティと連携し、地域の活性化を進め、地域祭事等の歴史文化資産の活用を図ります。

⑤伝建地区の活性化と空き家対策

伝建地区の活性化を図るため、空き家バンク等を活用し、空き家減少に努めます。

⑥歴史的建造物におけるユニークベニユーの実施

歴史的建造物を会場とした、文化芸術の振興に資するイベントを開催します。

⑦歴史文化遺産所有者との連携

歴史文化遺産の所有者と連携し、保存や活用のバランスを踏まえた公開手法を検討したうえで、取り組みを進めます。

⑧観光関係者と連携した歴史文化遺産を活用したイベントの実施

観光関係者と連携し、歴史文化遺産を活用する観光客向けのイベントを開催し、歴史文化遺産の多様な活用を推進します。

⑨観光客の誘致

観光客を積極的に誘致し、観光地及び宿泊施設の活性化と本市の知名度向上を図ります。

⑩来訪者のための説明板等の充実

誘導案内や説明解説を充実させるサイン整備を推進します。



3 教育・普及の方針

普段私たちが漠然と感じている「朝倉らしさ」の根底にある歴史文化遺産を、積極的に教育・普及に活かすことで、郷土の誇りと愛着を醸成し、歴史文化遺産について「知る」ことで、「守りたい・伝えたい」思いを生み出し、保存・活用に向けた好循環を目指します。

①歴史文化遺産に触れる機会の創出

多世代向けにより多くの歴史文化遺産に触れる機会を創出し、「朝倉らしさ」の根源を再認識し、郷土への誇りと愛着を醸成します。

②学校教育との連携強化

歴史文化遺産とのふれあいを教育に活かす機会の創出により、次世代の担い手である子どもたちの郷土への誇りと愛着を育てます。

③生涯学習の推進

歴史文化遺産に触れ、知る楽しみを創出できるように、能動的な学び（アクティブ・ラーニング）を取り入れた新たな生涯学習の取組みを実施します。

④歴史文化遺産の情報発信力の強化

紙媒体だけでなく、インターネット等も積極的に活用して、歴史文化遺産に関する情報発信を一層充実させます。

⑤歴史文化遺産の保存・活用に関わる民間団体の活用・連携

歴史文化遺産の所有者と関係する民間団体をつなげることで、担い手不足を軽減する取組みを推進します。

⑥持続可能な継承体制の構築

学校教育等で民俗文化財の学習の場を設け、地域の歴史文化遺産の理解を進め、披露できる機会をつくるなど検討を進めます。

⑦歴史文化遺産の魅力を伝える人材の育成

歴史文化遺産の魅力を伝える人材を育成し、持続可能な継承体制の構築の機会を創出します。

⑧歴史文化遺産の保存・活用への市民参画

歴史文化遺産の保存・活用について、市民が参画できる機会創出に向けた検討を推進します。

⑨地域人材の掘り起こし

歴史文化遺産の保存・活用、伝承、維持管理を行う団体や個人など、歴史文化遺産の管理活用に対する担い手の創出・育成を行います。



第4節 措置

本計画では、第1節で設定した将来像及び歴史文化遺産の保存・活用に関する基本方針に基づき、42の措置を位置付けます。これらの措置は、歴史文化遺産の所有者、市民、関係団体などの取組みと、行政の文化財部局をはじめとした、まちづくり、観光、産業、教育などの関連分野の部局の施策から成り立っています。

また、事業の効果を高めるため、市全域で取り組むものに加え、第6章で設定する関連文化財群及び第7章で設定する文化財保存活用区域における具体的な措置としても位置付けます。

事業の実施にあたっては、市費・県費・国費（文化財補助金・デジタル田園都市国家構想交付金等）、その他民間資金なども活用しながら財源の確保に努めます。

第2節で整理した課題、第3節で整理した方針と、本計画に定める措置の対応関係は次のとおりです。

表5-1 課題-方針-措置の関係

区分		課題	方針	措置
魅力の発見		未調査の歴史文化遺産の調査が必要	①未調査分野等の重点的調査	No 01～08
		過去の調査成果の整理及び再検証が必要	②既往調査成果の再整理と追加調査の推進	No 09～10
継承・活性化	保存・継承	文化財に対する価値付けが不十分	①調査成果に基づく指定等による保存の推進	No 11～12
		歴史文化遺産の日常的な保存状況の確認が不十分	②歴史文化遺産の現状の的確な把握	No 13
		計画的な修理・整備事業が不十分	③修理・整備の計画的な実施	No 14～15
		指定・登録制度の補完不足	④市登録制度の整備の必要性について検討する	No 16
		職員の専門性や資質の不足	⑤文化財保護行政推進体制の強化	No 17
	防災	歴史文化遺産に対する防災意識が不十分	①文化財防災訓練の実施、防災意識の啓発	No 18
		発災時の連絡・連携体制の構築が不十分	②発災時の連絡・連携体制の構築	No 19
		火災や盗難などに対する備えが不十分	③防災・防犯設備の充実	No 20
		想定されるリスクの整理が必要	④過去の災害記録をもとにした防災と情報共有	No 21
	活性化	各施設の活用・活性化についての検討が必要	①歴史文化遺産の保存・活用の核となる施設の活用	No 22
			②歴史文化遺産の保存・活用の核となる施設の連携	No 23
		文化財の保存環境の改善が必要	③文化財収蔵環境の改善	No 24
		コミュニティとの連携が不足	④まちづくりの推進	No 25
		景観の維持向上や地域活性化不足	⑤伝建地区の活性化と空き家対策	No 26



区分		課題	方針	措置
継承・活性化	活性化	歴史的建造物の活用方策の停滞	⑥歴史的建造物におけるユニークベニユーの実施	No 27
		希少性の高い文化財の公開・普及啓発の機会不足	⑦歴史文化遺産所有者との連携	No 28
		文化財部局と観光部局との連携が不足	⑧観光関係者と連携した歴史文化遺産を活用したイベントの実施	No 29
		文化財部局と観光関係者の連携不足	⑨観光客の誘致	No 30
		公開可能な歴史文化遺産におけるサイン不足	⑩来訪者のための説明板等の充実	No 31
教育・普及		歴史文化遺産に触れる機会や学校教育との連携が不十分	①歴史文化遺産に触れる機会の創出	No 32
		次世代の担い手への郷土教育の強化が必要	②学校教育との連携強化	No 33
		能動的な学びの機会が限定的	③生涯学習の推進	No 34
		市民としての誇りや愛着の醸成が必要	④歴史文化遺産の情報発信力の強化	No 35～37
		歴史文化遺産の管理における所有者負担の軽減が必要	⑤歴史文化遺産の保存・活用に関わる民間団体の活用・連携	No 38
		伝統的な祭り・行事の存続危機	⑥持続可能な継承体制の構築	No 39
		語り部となるような人材が不足	⑦歴史文化遺産の魅力を伝える人材の育成	No 40
		市民が歴史文化遺産の保存・活用に参画する機会が不足	⑧歴史文化遺産の保存・活用への市民参画	No 41
		歴史文化遺産の管理における所有者負担の軽減が必要	⑨地域人材の掘り起こし	No 42



表の解説

- ・実施主体の詳細は第8章に示すとおりです。なお、表中の記号の凡例は次のとおりです。

◎：取組みの核となる実施主体

○：取組みに参加する実施主体

- ・実施期間の詳細は次のとおりです。

前期：令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

中期：令和9（2027）年度～令和11（2029）年度

後期：令和12（2030）年度～令和15（2033）年度

- ・継続事業、新規事業の区分は次のとおりです。

：継続事業（これまで実施してきたもの）

：新規事業

1 魅力の発見に関する措置

方針	No.	事業名	事業内容	実施期間			実施主体			
				【前期】 令和6 (2024)年度 ～ 令和8 (2026)年度	【中期】 令和9 (2027)年度 ～ 令和11 (2029)年度	【後期】 令和12 (2030)年度 ～ 令和15 (2033)年度	行政	所有者等	地域	団体等
①	1	建造物調査	様々な専門家の協力を得て、市内の社寺、家屋、橋梁、土木施設等の総合調査の実施検討のため、その所在把握と、適切な保存を図るための基礎資料の作成を行う。				◎ 市(文)		○	
	2	美術工芸品等 有形文化財調査	市内の社寺・旧家・公民館等が所有する美術工芸品等有形文化財の所在を把握し、適切な保存を図るための基礎資料の作成を行う。				◎ 市(文)		○	
	3	有形の民俗文化財調査	市内の各地域にある有形民俗文化財について、作業途中となっている悉皆調査を推進し、適切な価値付けを行うための基礎資料を作成する。				◎ 市(文)		○	
	4	無形の民俗文化財調査	現在把握している無形民俗文化財の実態調査を行い、消滅のおそれのあるものを洗い出すとともに、保存に向けた方策を検討するための基礎資料の作成を行う。				◎ 市(文)		○	
	5	生活文化関連調査	民俗文化財の枠組みにとらわれずに食生活・名産品・地域行事等の広範な調査を検討し、関係機関の協力のもと、その普及啓発や活用を図るための基礎資料の作成を行う。				◎ 市(文)		○	
	6	重要遺跡の確認調査	保存や整備に向けた方策を検討するため、重要遺跡の範囲・概要確認調査の実施を検討し、必要な基礎資料の作成を行う。				◎ 市(文)			
	7	動植物・地質 鉱物調査	様々な専門家の協力を得て、動植物、地質等の総合調査の方法を検討し、文化財的な価値付けを行うための基礎資料を作成する。				◎ 市(文)			○



方針	No.	事業名	事業内容	実施期間			実施主体			
				【前期】 令和 6 (2024)年度 ～ 令和 8 (2026)年度	【中期】 令和 9 (2027)年度 ～ 令和 11 (2029)年度	【後期】 令和 12 (2030)年度 ～ 令和 15 (2033)年度	行政	所有者等	地域	団体等
①	8	埋蔵文化財包蔵地調査	埋蔵文化財包蔵地を適切に取り扱うため、土木工事等開発に際しての事前審査を徹底するとともに、開発事業者に対して法令遵守と適切な手続きを行うよう周知啓発に努める。				◎ 市(文)		○	
	9	文化財データベースの構築・運用	調査報告書・古文書、石造物、彫刻、絵画等のデータベースを構築し、資料のデジタル化及び更新を行い、その積極的な公開を図る。				◎ 市(文)			
	10	既往調査の追加調査	過去の調査成果を最新研究の視点から再検証を行い、必要に応じて追加調査を検討する。				◎ 市(文)			

文…文化・生涯学習課

2 継承・活性化に関する措置

(1) 保存・継承

方針	No.	事業名	事業内容	実施期間			実施主体			
				【前期】 令和 6 (2024)年度 ～ 令和 8 (2026)年度	【中期】 令和 9 (2027)年度 ～ 令和 11 (2029)年度	【後期】 令和 12 (2030)年度 ～ 令和 15 (2033)年度	行政	所有者等	地域	団体等
①	11	文化財専門委員会等の開催	各文化財の詳細調査の成果を踏まえて、文化財専門委員会においてその保存の措置について議論・審議を進めていく。				◎ 市(文)		○	
	12	文化財指定の検討	既に把握された歴史文化遺産の詳細調査及びその成果の整理を行い、未指定文化財の指定等について検討する。特に重要なものは国・県と連絡調整を行い、より上位での保存の措置を図るよう検討する。				◎ 市(文)			
②	13	定期的な歴史文化遺産パトロールの実施	所有者・管理者等関係者の協力のもと、指定等文化財を中心とした定期的な文化財パトロールの実施体制を構築し運用する。				◎ 市(文)			
③	14	修理・整備計画の作成	歴史文化遺産の現状把握を踏まえ、計画的に修理や整備等を行うための計画作成（優先順位の検討）を行い、計画に従って実行する。				◎ 市(文)			
	15	修理費の補助（伝建・指定）	所有者もしくは管理者に対し、指定文化財や伝建地区の特定物件等の修理費の一部を補助する。				◎ 市(文)			
④	16	市文化財登録制度の検討	市の登録制度設立に向けて検討を行うとともに、必要に応じて例規等の整備を行う。				◎ 市(文)			
⑤	17	文化財専門職員の育成	文化財担当職員の専門性を向上させるため、内外での研修会・研究会への積極的な参加を奨励する。				◎ 市(文)			

文…文化・生涯学習課



(2) 防災・防犯

方針	No.	事業名	事業内容	実施期間			実施主体			
				【前期】 令和 6 (2024)年度 ～ 令和 8 (2026)年度	【中期】 令和 9 (2027)年度 ～ 令和 11 (2029)年度	【後期】 令和 12 (2030)年度 ～ 令和 15 (2033)年度	行政	所有者等	地域	団体等
①	18	文化財防火デー等における訓練	市民や所有者・管理者の歴史文化遺産への防災意識高揚のため、消防本部や地域消防団と連携し、定期的に防災訓練を実施する。				○市 (文・防) (消防本部・消防団)	○	○	○
②	19	文化財レスキューの際の連携構築	歴史文化遺産の保存・活用に係る関係者と連携協力して、緊急時の連絡体制を確立するとともに、発災後の初動体制の連携確立に着手する。				○市 (文)	○	○	○
③	20	防災・防犯設備の拡充	炎・煙感知器、放水銃や易操作性消火栓等の防災施設の設置・拡充に対する助言や指導、カメラや警報器等の防犯設備の設置に対する助言や指導について、国・県と連携して実施する。				◎市 (文)	○	○	
④	21	危険度の把握と情報共有	ハザードマップ等と歴史文化遺産の所在との照合作業、古文書による災害記録の収集整理を実施し、関係者との情報共有を行い、災害時の対応策を検討する。				◎市 (文)	○	○	○

文…文化・生涯学習課 防…防災交通課

(3) 活性化

方針	No.	事業名	事業内容	実施期間			実施主体			
				【前期】 令和 6 (2024)年度 ～ 令和 8 (2026)年度	【中期】 令和 9 (2027)年度 ～ 令和 11 (2029)年度	【後期】 令和 12 (2030)年度 ～ 令和 15 (2033)年度	行政	所有者等	地域	団体等
①	22	施設整備と活用	博物館（歴史・美術）・資料館（民俗・考古）・歴史公園（体験・自然・景観）、それぞれの施設の性格を活かす施設整備と活用を行う。				◎市 (文)			
②	23	施設間を連携させた活用	歴史文化遺産の保存・活用の核となる博物館や資料館、遺跡公園等の施設を有効に連携させ、関連する歴史文化遺産を結び、それらを活用する拠点とする。また、施設の横断的な連携事業を実施する。				◎市 (文)			
③	24	収蔵庫の環境改善	市が所蔵する文化財について、埋蔵文化財や民俗資料を中心に、既存の収蔵庫（本町・上秋月倉庫等）の、収蔵環境の改善を図る。				◎市 (文)			
④	25	地域コミュニティとの連携	歴史文化遺産の活用に際し、地域コミュニティと連携を深めることで、地域の活性化に資するとともに、地域行事や地域に密着した生活文化の普及啓発やその継承を図る。				○市 (文)		○	○



方針	No.	事業名	事業内容	実施期間			実施主体			
				【前期】 令和6 (2024)年度 ～ 令和8 (2026)年度	【中期】 令和9 (2027)年度 ～ 令和11 (2029)年度	【後期】 令和12 (2030)年度 ～ 令和15 (2033)年度	行政	所有者等	地域	団体等
⑤	26	空き家対策の実施	空き家バンク等を活用し、空き家を減らすとともに、啓発活動を通じて地区内の景観の維持向上に資するよう努める。				◎市 (シ・都市政)	○	○	
⑥	27	文化芸術振興イベントの実施	歴史的建造物を会場として、芸術作品の展示やコンサート、茶会等アートイベント（ユニークベニュー）を開催する。また会議の使用等のコンベンション機能についても実施を検討する。				◎市 (文・商)	○		
⑦	28	未公開文化財の一般公開	適切な保存を図るために常時公開の難しい文化財については、所有者・管理者と連携しながら、一定の期間を定めた期間限定公開の機会を創出し、市民を含めた訪れる人誰に対しても希少性の高い文化財の保存に関する普及啓発のきっかけとする。				◎市 (文・商)	○		◎
⑧	29	活用イベントの実施	観光協会、観光業者・文化財ボランティアガイド等と連携し、観光客を対象とした、難めぐりや文化財巡りツアー等の活用イベントの実施・支援を行い、観光振興の起爆剤として地域活性化に資する。				◎市 (文・商)		○	◎
⑨	30	対外PR活動の実施	博多どんたく港まつりに参加するなど、対外的PR活動を実施し、本市への観光客誘致を進める。				◎市 (文・商)			
⑩	31	サイン及び説明板整備事業	説明板、案内誘導のサイン（看板）の設置、修繕を推進し、来訪者の利便性を向上させる。				◎市 (文・商)			

文…文化・生涯学習課 商…商工観光課 シ…シティプロモーション課 都市政…都市政策課



3 教育・普及に関する措置

方針	No.	事業名	事業内容	実施期間			実施主体			
				【前期】 令和 6 (2024)年度 ～ 令和 8 (2026)年度	【中期】 令和 9 (2027)年度 ～ 令和 11 (2029)年度	【後期】 令和 12 (2030)年度 ～ 令和 15 (2033)年度	行政	所有者等	地域	団体等
①	32	歴史文化遺産の公開見学会の実施	多世代の市民を対象として、市内の文化財を座学、現地・周辺散策等により地域と歴史文化遺産の理解を深めるための場として、これまで開催してきた講座や通常公開とともに、調査・修理・整備の途上にある歴史文化遺産に対する見学会を実施し、歴史文化遺産をより身近に関する取組みを推進する。				◎ 市(文)		○	○
②	33	学校教育で歴史文化遺産を活用する地域学習の促進	その地域ならではの現地学習、出前講座、体験講座（古民具、出土遺物の貸し出し等）を実施する。特に歴史文化遺産とのふれあいの場を創出するため、「あさくら子どもの日」、「昔のくらし体験」、「出前講座」等の既存の取組みを継続推進しつつ、あわせて ICT を活用して歴史文化遺産を教材として提供するなど、学校教育との連携を強化する。				◎ 市(文)		○	○
③	34	歴史文化遺産調査隊による官民協働調査の推進	本市域に存する歴史文化遺産の各種調査を市民ボランティアと協働で実施する取組みを拡張し、能動的な学び（アクティブ・ラーニング）を通じた歴史文化遺産に直接触れて知る楽しさを体感する機会を増やす。				◎ 市(文)		○	○
④	35	歴史文化遺産データベースの公開	作成した歴史文化遺産のデータベースを HP 上で公開し、市民が関心のある分野の情報に気軽にアクセスできる環境を創出する。				◎ 市(文)			
⑤	36	歴史文化遺産の冊子・パンフレットの作成	テーマや地域ごとに分かりやすい歴史文化遺産を公開普及する冊子やパンフレット等を作成し、関連施設で配布するとともに、市公式ホームページ等で公開して、子どもから高齢者まで多世代に対して、歴史文化遺産の価値を理解するきっかけを創出する。				◎ 市(文)			
	37	SNS の活用推進	SNS 等を活用した歴史文化遺産・イベント等の情報発信を強化し、市外からの来訪者の増加を目指すとともに、来訪者に注目されることで、市民が郷土の魅力を再認識する機会とする。				◎ 市(文)			



方針	No.	事業名	事業内容	実施期間			実施主体			
				【前期】 令和 6 (2024)年度 ～ 令和 8 (2026)年度	【中期】 令和 9 (2027)年度 ～ 令和 11 (2029)年度	【後期】 令和 12 (2030)年度 ～ 令和 15 (2033)年度	行政	所有者等	地域	団体等
⑤	38	活躍の場の増加	歴史文化遺産の保存・活用に関わる民間団体の活躍する機会を市主催のイベント等に拡げて知名度向上を図る。また必要に応じて法に基づく支援団体指定の検討を行い、所有者と活躍する民間団体をつなげ、担い手を拡張することで所有者の負担軽減を図る。				◎ 市(文)			○
⑥	39	学校教育等における民俗文化財の学習	学校教育の場と連携して祭り・伝統行事を学習・披露できる機会を創出し、次世代の興味関心を生み出す取り組みを検討する。				◎ 市(文)			
⑦	40	歴史文化遺産ボランティアの育成	本市域全体を対象として歴史文化遺産ボランティアガイドの人材を登用し、その養成講座を開催することで、ボランティアガイドの担い手を確保して、地域コミュニティとの連携の機会を創出する。				◎ 市(文)		○	○
⑧	41	市民が参画できる機会の創出	地域総がかりでの歴史文化遺産の保存・活用を推進するため、歴史文化遺産の調査や博物館・資料館での展示、イベントの開催など、企画の段階から市民が関われるような仕組みづくりを検討する。				◎ 市(文)		○	○
⑨	42	地域で活動する団体・個人との連携	歴史文化遺産の保護、伝承、維持管理を行う団体や個人など、地域人材の掘り起こしと連携や活用、支援を行い、所有者の負担を軽減するとともに、地域や人々のつながりを強化する。				◎ 市(文)	○	○	

文…文化・生涯学習課



基本理念

恵まれた自然と悠久の歴史に抱かれた

基本方針	分野	課題	方針
朝倉市の歴史文化遺産の魅力を発見を進めます。	1 魅力の発見	調査	未調査分野等の重点的調査
		伝建地区以外での建造物の調査や土木構造物の実態把握が十分でないため、適切な保存・活用の措置を検討することができない。	市内全域を対象とした歴史的な建築物及び土木構造物における学際的な調査を推進する。
		美術工芸品等の有形文化財の価値付けが不十分で、適切な保存・活用を検討することができない。	把握が不十分な美術工芸品等の有形文化財について、把握のための調査を推進する。
		有形の民俗文化財の価値付けが不十分で、適切な保存・活用の措置を検討することができない。	有形の民俗文化財の適切な価値付けに資する調査を推進する。
		無形の民俗文化財の実態把握が不十分で、消滅又は消滅するおそれについて把握し、対応を検討することができない。	無形の民俗文化財の実態を把握するための調査を行う。
		無形の民俗文化財として把握されない地域に根差した伝統的な生活文化に対する認識が不十分で、適切な保存・活用の措置を検討することができない。	民俗文化財の枠組みにとらわれない地域の生活文化に関わる調査を実施する。
		重要遺跡の確認調査は途上であり、適切な保存・活用を図るためには、一層の調査研究が必要である。	今後整備・活用が期待される重要遺跡の確認調査を推進する。
		動植物・地質鉱物における文化財としての学際的な価値付けが不十分で、適切な保存・活用の措置を検討することができない。	文化財的視点による動植物・地質鉱物における学際的な調査を推進する。
		今後も埋蔵文化財包蔵地内における土木工事等の事業が行われると予測され、継続的な調査が必要である。	土木工事等に伴う適切な取り扱いを行うための埋蔵文化財包蔵地の調査を推進する。
		成果の整理や公開などが十分でないため、さらなる整理・公開・活用が必要である。	既往調査成果を整理・活用して、データベースを構築する。
みんなで朝倉市の歴史文化遺産を将来まで継承し、まちの活性化の一助とします。	2 継承・活性化	調査	既往調査成果の再整理と追加調査の推進
		調査報告が完了したものについて、最新研究に基づいた考察ができていないため、新たな考察の余地がある。	歴史文化遺産の調査成果の再検討を進める。
		(1) 保存・継承	調査成果に基づく指定等による保存の推進
		把握されている文化財に対する価値付けが不十分で、指定等の保存の措置を講ずることができない。	既に把握された文化財について、詳細調査を進めるとともに、その価値付けについて議論を深め、必要な保存の措置を検討する。
		個人や団体が所有する有形の歴史文化遺産の日常的な管理は所有者が行うため、行政による定期的な保存状況の確認ができない。	歴史文化遺産の現状の的確な把握
		指定等文化財において、経年劣化や災害・盗難等の様々なリスク対策を考慮したうえで、所有者・管理者に対し、保存修理や整備等事業への補助や支援を行っているが、管理者の申し出によるところが大きく、計画的な修理・整備事業が不十分である。	修理・整備の計画的な実施
		指定等を受けていない歴史文化遺産の保存・活用に資する仕組みは十分ではなく、制度を補完する措置の必要性を検討する必要がある。	市登録制度の整備の必要性について検討する
		市域にある多様な歴史文化遺産に対応するため、建築学、歴史学、美術史学、民俗学などの分野についても職員の専門性を高める必要がある。	文化財保護行政推進体制の強化
		歴史文化遺産が災害により失われるリスクについて、十分に周知できておらず、歴史文化遺産に対する防災意識が十分ではない。	文化財防災訓練の実施、防災意識の啓発
		防災・防犯	文化財防災訓練の実施、防災意識の啓発
		(2) 防災・防犯	発災時の連絡・連携体制の構築
		発災時等における連絡体制等が十分に構築できていないことから、歴史文化遺産の所有者・管理者が有事の際、対応に困る可能性がある。	発災時の連絡・連携体制を構築するとともに、過去を教訓とした文化財レスキューの初動体制を参考に、福岡県や周辺自治体、所有者との連携を図る。
		市域の歴史的に重要な木造建造物や美術工芸品などの中には、火災や盗難などに対する備えが十分でないものも存在する。	防災・防犯設備の充実
		市域の歴史文化遺産を守るために災害予測や適切な対策を講じることが求められ、過去の災害履歴やハザードマップ等をもとに、想定されるリスクを整理していくことが必要である。	過去の災害記録をもとにした防災と情報共有
			古文書等による災害記録の収集、ハザードマップ等と歴史文化遺産の所在との照合作業を行い、関係者と情報共有し、対策を検討する。



「朝倉の風景」を未来につなぐ

事業名	事業内容
1 建造物調査	様々な専門家の協力を得て、市内の社寺、家屋、橋梁、土木施設等の総合調査の実施検討のため、その所在把握と、適切な保存を図るための基礎資料の作成を行う。
2 美術工芸品等有形文化財調査	市内の社寺・旧家・公民館等が所有する美術工芸品等有形文化財の所在を把握し、適切な保存を図るための基礎資料の作成を行う。
3 有形の民俗文化財調査	市内の各地域にある有形民俗文化財について、作業途中となっている悉皆調査を推進し、適切な価値付けを行うための基礎資料を作成する。
4 無形の民俗文化財調査	現在把握している無形民俗文化財の実態調査を行い、消滅のおそれについて洗い出すとともに、保存に向けた方策を検討するための基礎資料の作成を行う。
5 生活文化関連調査	民俗文化財の枠組みにとらわれずに食生活・名産品・地域行事等の広範な調査を検討し、関係機関の協力のもと、その普及啓発や活用を図るための基礎資料の作成を行う。
6 重要遺跡の確認調査	保存や整備に向けた方策を検討するため、重要遺跡の範囲・概要確認調査の実施を検討し、必要な基礎資料の作成を行う。
7 動植物・地質鉱物調査	様々な専門家の協力を得て、動植物、地質等の総合調査の方法を検討し、文化財的な価値付けを行うための基礎資料を作成する。
8 埋蔵文化財包蔵地調査	埋蔵文化財包蔵地を適切に取扱うため、土木工事等開発に際しての事前審査を徹底するとともに、開発事業者に対して法令遵守と適切な手続きを行うよう周知啓発に努める。
9 文化財データベースの構築・運用	調査報告書・古文書、石造物、彫刻、絵画等のデータベースを構築し、資料のデジタル化及び更新を行い、その積極的な公開を図る。
10 既往調査成果の追加調査	過去の調査成果を最新研究の視点から再検証を行い、必要に応じて追加調査を検討する。
11 文化財専門委員会等の開催	各文化財の詳細調査の成果を踏まえて、文化財専門委員会においてその保存の措置について議論・審議を進めていく。
12 文化財指定の検討	既に把握された歴史文化遺産の詳細調査及びその成果の整理を行い、未指定文化財の指定等について検討する。特に重要なものは国・県と連絡調整を行い、より上位での保存の措置を図るよう検討する。
13 定期的な歴史文化遺産パトロールの実施	所有者・管理者等関係者の協力のもと、指定等文化財を中心とした定期的な文化財パトロールの実施体制を構築し運用する。
14 修理・整備計画の作成	歴史文化遺産の的確な現状把握を踏まえ、計画的に修理や整備等を行うための計画作成（優先順位の検討）を行い、計画に従って実行する。
15 修理費の補助（伝建・指定）	所有者もしくは管理者に対し、指定文化財や伝建地区の特定物件等の修理費の一部を補助する。
16 市文化財登録制度の検討	市の登録制度設立に向けての検討を行うとともに、必要に応じて例規等の整備を行う。
17 文化財専門職員の育成	文化財担当職員の専門性を向上させるため、内外での研修会・研究会への積極的な参加を奨励する。
18 文化財防火デー等における訓練	市民や所有者・管理者の歴史文化遺産への防災意識高揚のため、消防本部や地域消防団と連携し、定期的に防災訓練を実施する。
19 文化財レスキューの際の連携構築	歴史文化遺産の保存・活用に係る関係者と連携協力して、緊急時の連絡体制を確立するとともに、発災後の初動体制の連携確立に着手する。
20 防災・防犯設備の拡充	炎・煙感知器、放水銃や易操作性消火栓等の防災施設の設置・拡充に対する助言や指導、カメラや警報器等の防犯設備の設置に対する助言や指導について、国・県と連携して実施する。
21 危険度の把握と情報共有	ハザードマップ等と歴史文化遺産の所在との照合作業、古文書による災害記録の収集整理を実施し、関係者との情報共有を行い、災害時の対応策を検討する。



基本理念

恵まれた自然と悠久の歴史に抱かれた

基本方針	分野	課 題	方 針
みんなで朝倉市の歴史文化遺産を将来まで継承し、まちの活性化の一助とします。	2 継承・活性化	(3) 活性化	歴史文化遺産の保存活用の核となる施設の活用 既存施設の設立目的や性格、所蔵している資料の特徴に留意して有効的な保存・活用を進める。
			歴史文化遺産の保存活用の核となる施設の連携 それぞれに特色を持った既存施設の連携を深め、市域全体のエコミュージアム化を図る。
			文化財収蔵環境の改善 既存の文化財収蔵庫に収めている資料の保存環境を改善する。
			まちづくりの推進 地域コミュニティと連携し、地域の活性化を進め、地域祭事等の歴史文化遺産の活用を図る。
			伝建地区の活性化と空き家対策 伝建地区の活性化を図るため、空き家バンク等を活用し、空き家減少に努める。
			歴史的建造物におけるユニークベニューの実施 歴史的建造物を会場とした文化芸術の振興に資するイベントを開催する。
			歴史文化遺産所有者との連携 歴史文化遺産の所有者と連携し、保存や活用のバランスを踏まえた公開手法を検討したうえで、取組みを進める。
			観光関係者との連携した歴史文化遺産を活用したイベントの実施 観光関係者と連携し、歴史文化遺産を活用する観光客向けのイベントを開催し、歴史文化遺産の多様な活用を推進する。
			観光客の誘致 観光客を積極的に誘致し、観光地及び宿泊施設の活性化と本市の知名度向上を図る。
			来訪者のための説明板等の充実 誘導案内や説明解説を充実させるサイン整備を推進する。
朝倉市の歴史文化遺産に誇りと愛着を持てるよう、教育・普及を進めます。	3 教育・普及	教育・普及	歴史文化遺産に触れる機会の創出 多世代向けにより多くの歴史文化遺産に触れる機会を創出し、「朝倉らしさ」の根源を再認識し、郷土への誇りと愛着を醸成する。
			学校教育との連携強化 歴史文化遺産とのふれあいを教育に活かす機会の創出により、次世代の担い手である子どもたちの郷土への誇りと愛着を育てる。
			生涯学習の推進 歴史文化遺産に触れ、知る楽しみを創出できるように、能動的な学びを取り入れた新たな生涯学習の取組みを実施する。
			歴史文化遺産の情報発信力の強化 紙媒体だけでなく、インターネット等も積極的に活用して、歴史文化遺産に関する情報発信を一層充実させる。
			歴史文化遺産の保存・活用に関わる民間団体の活用・連携 歴史文化遺産の所有者と関係する民間団体をつなげることで担い手不足を軽減する取組みを推進する。
			持続可能な継承体制の構築 学校教育等で民俗文化財の学習の場を設け、地域の歴史文化遺産の理解を進め、披露できる機会をつくるなど検討を進める。
			歴史文化遺産の魅力を伝える人材の育成 歴史文化遺産の魅力を伝える人材を育成し、持続可能な継承体制の構築の機会を創出する。
			歴史文化遺産の保存・活用への市民参画 歴史文化遺産の保存・活用について、市民が参画できる機会創出に向けた検討を推進する。
			地域人材の掘り起こし 歴史文化遺産の保存・活用、伝承、維持管理を行う団体や個人など、歴史文化遺産の管理活用に対する担い手の創出・育成を行う。
			各施設が持つ性格や活用における位置付けを明確化し、さらなる活用・活性化について検討が必要である。
			各施設が持つ性格に応じて、博物館資料としての文化財が分散収蔵されているが、将来の増加分を考えると、保存環境を改善する必要がある。
			歴史文化遺産に係る課題を地域コミュニティと行政が共有できていない部分がある。そのため、歴史文化遺産の活用が地域活性化に結びついていない。
			地区内の建築物等の所有者・管理者等の不在により、景観の維持向上や地域活性化に支障をきたしている。
			これまで先人たちの努力によって守られてきた歴史的建造物の活用方策としては、日常的な一般公開にとどまっている。
			希少性の高い文化財は、個別の限定公開もしくは非公開にとどまっていたり、観光客や市民に対して公開・普及啓発の機会がなく、その存在があまり知られていない。
			観光面での活用が見込めるにも関わらず、文化財部局と観光関係者との連携が不十分で、観光地における歴史文化遺産の活用が日常的な公開にとどまっている。
			観光面での活用が見込めるにも関わらず、文化財部局と観光関係者との連携が不十分で、観光地における歴史文化遺産の活用が日常的な公開にとどまっている。
			公開可能な歴史文化遺産において、見学者や観光客を誘導し、かつその価値をその場で理解してもらうためのサインや説明板が不十分である。
			博物館・資料館・遺跡公園では、常設展や企画展、歴史講座や夏休み体験教室等を実施している。リピーターが多く、好評といえるが、より幅広く様々な世代に参加してもらえる方策が必要である。
			学校教育の中で、次世代の担い手である子どもたちへの郷土教育を強化する必要がある。
			市民もしくは市民団体との協働による調査が進む一方で、歴史文化遺産の中でも特定の分野での協働調査にとどまっており、能動的な学びの機会がまだ限定的である。
			歴史文化遺産の魅力を再確認することや歴史文化遺産を知る機会を増やし、市民としての誇りや愛着を持つことができる機会をつくる必要がある。
			歴史文化遺産の管理は、所有者が担うことが一義的だが、市内には歴史文化遺産の保存や活用に関わる民間団体が多数ある。所有者負担軽減のために、両者を繋ぐ仕組みづくりが必要である。
			子どもの参加が必要な伝統的な祭り・行事に子どもたちの参加がなく、旧来行事を維持できなくなり始めている。また、職匠や船頭の後継者不足が、豪雨災害による一時休止により顕在化しており、継続に危機が迫っている。
			ガイドが活躍する活動範囲や人数には限りもあり、市内全域を視野に入れて歴史文化遺産を守り語り継ぐ人材の育成が必要となっている。
			市民が歴史文化遺産の保存・活用に参画する場が少ない現状があり、市民の主体性を創出し、地域の活性化につなげるためにも、これらの充実が必要である。
			歴史文化遺産の管理を所有者のみが一義的に負っており、限界があるため、活用できる工夫が必要である。



「朝倉の風景」を未来につなぐ

事業名	事業内容
22 施設整備と活用	博物館（歴史・美術）・資料館（民俗・考古）・歴史公園（体験・自然・景観）、それぞれの施設の性格を活かす施設整備と活用を行う。
23 施設間を連携させた活用	歴史文化遺産の保存・活用の核となる博物館や資料館、遺跡公園等の施設を有効に連携させ、関連する歴史文化遺産を結び、それらを活用する拠点とする。また、施設の横断的な連携事業を実施する。
24 収蔵庫の環境改善	市が所蔵する文化財について、埋蔵文化財や民俗資料を中心に、既存の収蔵庫（本町・上秋月倉庫等）の、収蔵環境の改善を図る。
25 地域コミュニティとの連携	歴史文化遺産の活用の際に、地域コミュニティと連携を深めることで、地域の活性化に資するとともに、地域行事や地域に密着した生活文化の普及啓発やその継承を図る。
26 空き家対策の実施	空き家バンク等を活用し、空き家を減らすとともに、啓発活動を通じて地区内の景観の維持向上に資するよう努める。
27 文化芸術振興イベントの実施	歴史的建造物を会場として、芸術作品の展示やコンサート、茶会等アートイベント（ユニークベニュー）を開催する。また会議の使用等のコンベンション機能についても実施を検討する。
28 未公開文化財の一般公開	適切な保存を図るために常時公開の難しい文化財については、所有者・管理者と連携しながら、一定の期間を定めた期間限定公開の機会を創出し、市民を含めた訪れる人誰に対しても希少性の高い文化財の保存に関する普及啓発のきっかけとする。
29 活用イベントの実施	観光協会、観光業者・文化財ボランティアガイド等と連携し、観光客を対象とした、難めぐりや文化財巡りツアー等の活用イベントの実施・支援を行い、観光振興の起爆剤として地域活性化に資する。
30 対外 PR 活動の実施	博多どんたく港まつりに参加するなど、対外的 PR 活動を実施し、本市への観光客誘致を進める。
31 サイン及び説明板整備事業	説明板、案内誘導のサイン（看板）の設置、修繕を推進し、来訪者の利便性を向上させる。
32 歴史文化遺産の公開見学会の実施	多世代の市民を対象として、市内の文化財を座学、現地、周辺散策等により地域と歴史文化遺産の理解を深めるための場として、これまで開催してきた講座や通常公開とともに、調査・修理・整備の途上にある歴史文化遺産に対する見学会を実施し、歴史文化遺産をより身近に関する取組を推進する。
33 学校教育で歴史文化遺産を活用する地域学習の促進	その地域ならではの現地学習、出前講座、体験講座（古民具、出土遺物の貸し出し等）を実施する。特に歴史文化遺産とのふれあいの場を創出するため、「あさくら子どもの日」、「昔のくらし体験」、「出前講座」等の既存の取組を継続推進しつつ、あわせて ICT を活用して歴史文化遺産を教材として提供するなど、学校教育との連携を強化する。
34 歴史文化遺産調査隊による官民協働調査の推進	本市域に存する歴史文化遺産の各種調査を市民ボランティアと協働で実施する取組を拡張し、能動的な学び（アクティブ・ラーニング）を通じた歴史文化遺産に直接触れて知る楽しさを体感する機会を増やす。
35 歴史文化遺産データベースの公開	作成した歴史文化遺産のデータベースを HP 上で公開し、市民が関心のある分野の情報に気軽にアクセスできる環境を創出する。
36 歴史文化遺産の冊子・パンフレットの作成	テーマや地域ごとに分かりやすい歴史文化遺産を公開普及する冊子やパンフレット等を作成し、関連施設で配布するとともに、市公式ホームページ等で公開して、子どもから高齢者まで多世代に対して、歴史文化遺産の価値を理解するきっかけを創出する。
37 SNS の活用推進	SNS 等を活用した歴史文化遺産・イベント等の情報発信を強化し、市外からの来訪者の増加を目指すとともに、来訪者に注目されることで、市民が郷土の魅力を再認識する機会ともする。
38 活躍の場の増加	歴史文化遺産の保存・活用に関わる民間団体の活躍する機会を市主催のイベント等に拡げて知名度向上を図る。また必要に応じて法に基づく支援団体指定の検討を行い、所有者と活躍する民間団体をつなげ、担い手を拡張することで所有者の負担軽減を図る。
39 学校教育等における民俗文化財の学習	学校教育の場と連携して祭り・伝統行事を学習・披露できる機会を創出し、次世代の興味関心を生み出す取組を検討する。
40 歴史文化遺産ボランティアの育成	本市域全体を対象として歴史文化遺産ガイドボランティアの人材を登用し、その養成講座を開催することで、ガイドボランティアの担い手を確保して、地域コミュニティとの連携の機会を創出する。
41 市民が参画できる機会の創出	地域総がかりでの歴史文化遺産の保存・活用を推進するため、歴史文化遺産の調査や博物館・資料館での展示、イベントの開催など、企画の段階から市民が関わられるような仕組みづくりを検討する。
42 地域で活動する団体・個人との連携	歴史文化遺産の保護、伝承、維持管理を行う団体や個人など、地域人材の掘り起こしと連携や活用、支援を行い、所有者の負担を軽減するとともに、地域や人々のつながりを強化する。



あさくらの昔話と災害の記憶② ～ 大膳くずれ ～

栗山大膳は、麻氏良城主の栗山備後の息子で、福岡藩の家老でした。麻氏良山の麓に屋敷があって、志波で過ごす日もあったと言います。

ある時、志波の老人たちが挨拶に来た際に言うには、「志波の高山に池があり、大きな亀が住みついて、旅人に仇をなすようになりました。日田に向かう道はここしかなく、命がけで道を通っている状態です。もし、殿様の力でこの大亀を退治してもらえたら領民の喜びもこの上ないものです。」

その後、久喜宮にある家臣の屋敷を訪れ、午後になって大膳は、二・三名のお供を連れて、くっきり晴れた空のもと屋敷を出ました。池のほとりを通りかかると、池の大岩の上に大亀が休んでいるのが目につきました。大膳は供のものから鉄砲を受け取ると、大木の陰から静かに大亀の首筋に狙いをつけました。「ドン」という大きな音と共に岩の上の大亀は池の中に落ち、池の中に真っ赤な血の泡がわき出てきました。

すると、あっという間に晴れた空が真っ黒に曇り、大粒の雨が降り出し、たちまち方角もわからないほどの大雨になりました。瞬く間に谷や川は大水があふれ、山は崩れ、大膳一行も命からがらその場を逃れました。

大膳が鉄砲を撃った大木も、山の下まで崩れ落ち、現在「大膳楠」と呼ばれています。

さて、この雨は筑前だけのことで、筑後の民は筑後川の対岸から不思議そうに傘もささずに眺めていたそうです。

「杷木町史」より



絵：佐野 至